

## 2 報告事項 資料

### (1) 京都府医療的ケア児等協議会の設置について

資料 1	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の概要	1
資料 2	第 2 期京都府障害児福祉計画の概要	3
資料 3	京都府医療的ケア児等支援協議会設置要領	5
資料 4	各圏域における協議の場の設置状況	7
資料 5	京都府在宅療養児支援体制検討委員会設置要領	9
資料 6	医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキング	13

### (2) 医療的ケア児等に関連する府の取組について

資料 7	医療的ケア児等関係事業の変遷	19
資料 8	周産期医療体制	21
資料 9	在宅療養児支援連携事業	23
資料 10	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	45
資料 11	総合リハビリテーション充実事業	49
資料 12	医療的ケア児保育支援事業	75
資料 13	京都府立特別支援学校医療的ケア実施体制整備事業	79
資料 14	介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度	85
資料 15	医療的ケア児等コーディネーター養成事業	89
資料 16	医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業	91
資料 17	医療的ケア児に係る各種研修	93



## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の概要

### ○ 医療的ケア児とは

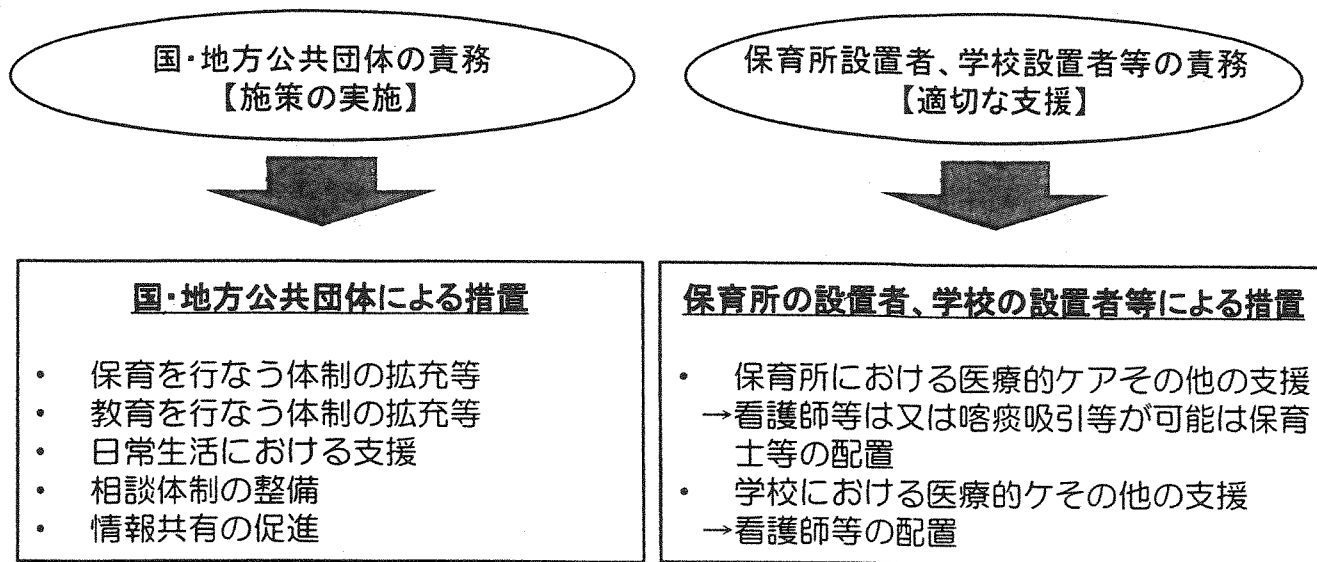
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### ○ 目的

- ・ 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ・ 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
  - ⇒ 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
  - ⇒ 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

### ○ 基本理念

- (1) 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- (2) 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行なわれる支援
  - 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援等
- (3) 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- (4) 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した支援
- (5) 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策



### ○ 医療的ケア児支援センター

実施主体：都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う

業務：医療的ケアの児及び家族の相談対応、情報の提供若しくは助言等の支援  
医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関等への情報提供及び研修等

### ○ 施行期日等

公布の日から起算して三月を経過した日から施行

施行後3年を目途に、実施状況を勘案して検討が加えられ、必要な措置を講じる



## 第2期京都府障害児福祉計画の概要

### 障害児福祉計画

【位置付け】 京都府障害者基本計画(障害者基本法第11条第2項)の実施計画として位置づけ  
児童福祉法第33条の22第1項に規定する法定計画

【計画期間】 令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)までの3年間

### サービス見込量

障害福祉サービスの種類ごとに必要なサービス見込量を設定

- ① 児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援
- ⑤居宅訪問型児童発達、⑥福祉型障害児入所支援、⑦医療型障害児入所支援
- ⑧障害児相談支援

### 施策の方向性

#### 障害のある児童への支援

保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築

#### 「重症心身障害児・医療的ケア児等に対する支援体制の整備」

- ① 事業所における支援体制の充実
- ② 医療的ケア児に対する支援の円滑な実施
- ③ 地域でのレスパイト機能の確保
- ④ 障害児相談支援の提供体制の確保

### 計画の達成状況の評価

#### 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

各市町村に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を確保

#### 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

府域単位、圏域単位、市町村単位で医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置



## 京都府医療的ケア児等支援協議会設置要領

### (目的)

第1条 京都府医療的ケア児等支援協議会（以下「協議会」という。）は、京都府内（京都市含む。）における人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする障害児者及び重症心身障害児者（以下「医療的ケア児等」という。）が適切な支援を受けることができるよう保健、医療、障害福祉、保育・教育等の関係機関が連携できる体制整備を図ることを目的とする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 医療的ケア児等の状況及び支援体制の現状、課題の把握に関すること。
- (2) 各圏域協議会の課題及び圏域を越えた調整等が必要な課題に関すること。
- (3) 医療的ケア児等コーディネーターの連携体制に関すること。
- (4) 医療的障害児入所施設の現状、課題の把握に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項

### (委員及び組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委員就任日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に座長を置き、委員の互選により決めるものとする。
- 4 座長は、議事を運営する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会は京都府健康福祉部長が招集する。

- 2 協議会は公開を原則とする。ただし、必要に応じて非公開とすることができる。
- 3 座長は、必要があると認められたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和3年6月28日から施行する。

## 京都府医療的ケア児等支援協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	所属名	役職	氏名
学識 経験者	(保健分野) 京都府山城南保健所	所長	三沢 あき子
	(福祉分野) 立命館大学産業社会学部	教授	田村 和宏
医療	(一社) 京都府医師会	理事	松田 義和
	(一社) 京都私立病院協会	副会長	石丸 庸介
	京都小児科医会	副会長	長谷川 功
	京都第一赤十字病院	総合周産期母子医療センター長	西村 陽
	京都府立医科大学小児科学教室	助教	長谷川 龍志
	京都大学医学部附属病院	総合周産期母子医療センター長	河井 昌彦
	国立病院機構南京都病院	診療部長	徳永 修
(福) 花ノ木	理事長	山内 一	
看護	(公社) 京都府看護協会	第一副会長	長谷川 泰子
	(一社) 京都府訪問看護ステーション協議会	会長	團野 一美
福祉 教育	(一社) 京都府保育協会	会長	楠 文範
	(公社) 京都市保育園連盟	理事	竹内 圭
	(福) イエス団 京都市南部障がい者地域生活支援センター「あいりん」	所長	平田 義
	(福) いづみ福祉会相談支援センター	施設長	須河 浩一
	京都府教育庁指導部特別支援教育課	課長	山田 睦美
	(公社) 京都府私立幼稚園連盟	理事	熊谷 知子
団体	京都の医療的ケアを考える会「KICK」	副会長	辻 真一
行政	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	子育て世代包括支援担当課長	寺山 京美
	舞鶴市健康・子ども部子ども支援課	医療的ケア児支援担当課長	霜山 美穂
	宇治市福祉こども部障害福祉課	課長	山下 正則
	京都府家庭支援総合センター相談・判定課	参事	兒玉 周司

※事務局 京都府健康福祉部障害者支援課、こども・青少年総合対策室、医療課、健康対策課  
リハビリテーション支援センター、京都府教育庁指導部特別支援教育課



各圏域における協議の場の設置状況

区分	全域	京都市	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹	丹後
京都府療育的ケア児等支援協議会	京都府療育的ケア児等支援協議会	(1)京都市療育的ケア児等支援協議会 (2)京都市障害児自立支援協議会	(1)乙訓圏域「療育的ケア」委員会 (2)乙訓在宅療養児支援体制検討会	山城北圏域在宅療養児・者の地域生活支援ネットワーク会議	(1)山城南圏域療育的ケア部会 (2)山城南母子健康包括支援協議会	南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク部会 ※丹保健康所管内母子保健・医療・福祉ネットワーク会議 (在宅療養児支援体制検討会)を設置、令和2年度に医療的ケア部会を設置し統合	中丹圏域障害児者自立支援協議会	(1)丹後圏域療育的ケア部会 ※医療的ケア児移動支援センター事業検討会 (2)丹後在宅療養児支援体制検討会
設置年度	令和3年度	(1)令和元年度 (平成27年4月で休会) (2)平成21年度	(1)平成23年度 (2)平成25年度	平成27年度	(1)平成30年度 (2)令和元年度	平成25年度	平成22年度	平成21年度
主な協議テーマ(3年度)	①実態調査の実施について ②療育的ケア児等支援センターの設置準備について ③医療的ケア児等支援コーディネーターについて	①課題 ①関係機関等が行っている療育的ケア児等への支援に関する取組について ②医療的ケア児等コーディネーターの役割及び在り方について ③医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について ④医療的ケアに係る課題について必要に応じ医療的ケア部会で協議を行ってきた。本年度は医療的ケア部会の再開に向け準備中。	(1)医療型短期入所開設に向けた取組、医ケアの周知活動、コーディネーター研修修了者フォローアップ (2)未定	未定	(1)市町村防災対応者、社協との情報共有 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の交流会 3号研修実施の検討・基礎知識研修の開催検討 関係機関の情報共有 (2)一	①管内の事例の共有 ②実態・実数(予定)の検討(予定) ③医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討(予定)	①退院支援パス作成ワークショップ ②支援ガイドブック「お家で生活」見直しワークショップ ③新型コロナウイルス対策の情報共有 ④市担当者会議(医ケア児支援法施行に伴う動き等情報共有) ⑤部会(情報共有、地域移行)	①医療的ケア児移動支援モデル事業の検討、準備、実施 ②医療的ケア児支援モデル事業の制度化に向けての検討 ③医療的ケア児等コーディネーター情報交流 ④安心した在宅療養に向けた医療・保健・福祉制度について情報共有 ⑤在宅療養児支援者研修会の開催
30年度以降のとりくみ	府の医療、福祉、保健、教育各分野にわたる医療的ケア取組一覧(国HPへ記載)	【2年度】 ①医療的ケア児等への支援に関する取組の共有 【30年度】 ①医療的ケア児等への支援に関する取組の共有	【30年度】 ①府医療的ケア補助事業について ②保育所入所について 【元年度】 ①現状把握と施策について ②在宅療養児支援ネットワーク構築及び支援体制等について 【2年度】 ①医療型短期入所の進め方、「医療的ケア」の広報 コーディネーター研修修了者について	【30年度】 ①事例検討と講演 ②災害対応力向上セミナーの開催 【元年度】 コーディネーター交流会(フォロワー研修) 【2年度】 未実施	【30年度】 ①NICUから在宅に移行した未就学児、就学児及び後遺障害(成人)の事例検討 【元年度】 ①療育的ケア児者の基本知識に関する研修会 ②在宅移行への役割の理解と関係機関の役割の整理と現状及び課題についての会議、母子健康包括について 【2年度】 ①新型コロナウイルス感染症が在宅の療育的ケア児者の生活に与えた影響について アンケート調査及び結果還元	【30年度】 本人・家族・関係機関が災害について理解を深め、災害時個別支援計画を検討、作成 【元年度】 ①療育的ケアが必要な子どもの就園と就学について ②地域での在宅療養支援体制の整備について 【2年度】 ①関係機関の役割の明確化と地域課題の抽出、連携体制の強化 ②未実施 組み講演会	【30年度】 関係機関の医ケア取組一覧の作成 災害対策WG・ショートステイWGで協議 【元年度】 緊急時災害時情報共有 マニュアルの作成等 【2年度】 新型コロナウイルス感染症拡大対策等による影響、課題について共有、講演	【30年度】 医療的ケア児者と家族の地域生活支援に関するアンケート実施 【元年度】 地域の現状の把握、施策について 【2年度】 ①医療的ケア児者移動支援モデル事業の検討 ②医療・保健、福祉制度に際する情報共有、支援の充実に向けての検討 ③災害時対応について課題整理



## 京都府在宅療養児支援体制検討委員会設置要領

## (設置の目的)

第1条 京都府内(京都市含む)における、医療的ケアを必要とする在宅療養児支援の連携体制を検討するため、「京都府在宅療養児支援検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2条 委員会の検討事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 在宅療養児支援ネットワーク構築及び支援体制に関すること
- (2) 社会資源に関すること
- (3) 府内統一の連携手帳等に関すること
- (4) その他、必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 委員会は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、総合周産期母子医療センター、医療関係団体代表者、当事者(保護者)、市町村代表、保健所等で構成するものとし、京都府健康福祉部長が依頼する。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会の議長は、委員長があたる。

- 2 議長は、必要があると認められたときは、構成員以外の者の会議への出席および意見を求めることができる。
- 3 委員長が必要と認めた時は、委員会に部会を置くことができる。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局の総括は、京都府健康福祉部こども総合対策課におく。

## (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要領は、平成25年5月27日から施行する。

## 附則

この要領は、平成28年2月22日から施行する。

## 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。



## 医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキンググループ設置要領

## (目的)

第1条 平成30年度から3箇年を計画年度として策定する、第1期障害児福祉計画においては、医療的ケアが必要な児の支援に係る協議の場・コーディネーターの設置、重症心身障害児へのサービス提供体制等の数値目標を新たに盛り込むこととなっている。

とりわけ、医療的ケア児については、医療技術の進歩等を背景に、NICU等に長期間入院後の児など、必要な児が増加しており、地域で生活を送るため、医師、訪問看護師等の医療的支援や、各保健、福祉、教育等関係機関の連携と支援体制づくりが必要である。

このため、医療的ケア児、重症心身障害児等に対する医療・保健・教育等の連携のあり方と具体的施策及びコーディネーターのあり方等について検討を行うため「医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 地域連携の具体的方策、早期発見からの連携体制づくり
- (2) 地域連携におけるコーディネーターについて（あり方、人材養成について）
- (3) 医療、福祉サービスの充実（レスパイト機能、福祉施設における医療従事者配置拡充、通学手段の整備）
- (4) その他必要な事項

## (組織)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる委員をもって構成する。

## (座長)

第4条 ワーキンググループに座長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 座長は、ワーキンググループの議事を運営する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 ワーキンググループは、京都府健康福祉部障害者支援課長及びこども総合対策課長が招集する。

- 2 ワーキンググループは、座長が議長となる。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、京都府健康福祉部障害者支援課及びこども総合対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営その他に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月25日から施行する。

# 医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキンググループ 京都府障害児福祉計画 策定準備

## 設置目的

第1期障害児福祉計画（平成30年度から3年間）において、医療的ケア児の支援に係る目標を新たに盛り込む。

医療技術の進歩等を背景に、NICU等に長期間入院後の医療的ケア児が増加しており、地域で生活を送るため、医師、訪問看護師等の医療的支援や、保健、福祉、教育等関係機関の連携と支援体制づくりが必要。

医療的ケア児、重症心身障害児等に対する医療・保健・教育等の連携のあり方と具体的施策について検討を行う。

## ワーキングの位置づけ

ワーキングを「京都府障害者施策推進協議会」及び「在宅療養児支援検討委員会」の関連部会に位置づけて開催。

検討の結果については、障害児福祉計画、保健医療計画においてその内容を反映。

# 医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキングとりまとめ

## 課題

＜保健、医療＞  
 ・周産期後方搬送受入協力病院制度の構築  
 ・かかりつけ医との連携  
 ・小児訪問看護事業所の確保  
 ＜障害福祉＞  
 ・レスパイト機能の確保  
 ・コーディネーターの養成

＜保育・幼児教育＞  
 ・看護師の配置やたん吸引等を行える保育士の養成など受け入れ体制整備  
 ・切れ目のない在宅ケア児ネットワークの実現  
 ＜教育＞  
 ・幼児、児童、生徒に対する継続した取組、質の向上  
 ・教育活動における医療的ケアを必要とする生徒への体制確保（看護師の確保）

## 方向性

＜保健、医療、障害福祉＞  
 ・医療、福祉サービス等、関係機関による多職種連携支援体制の構築  
 ・在宅療養児における病診連携の推進  
 ・レスパイト機能確保のための医療型短期入所の拡充  
 ・コーディネーターの養成

＜教育＞  
 ・日常生活を支える医療・福祉・保育や教育など地域の連携体制の構築  
 ・たん吸引等を行うことのできる教員や保育士養成のための専門研修の拡充  
 ・学校看護師におけるケアの質の向上・確保と、学校看護師が不在時の検討

＜関係機関連携、関連分野の調整＞  
 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」  
 医療的ケア児等の在宅生活に必要な支援を円滑に調整する「コーディネーター」の養成

